京医国発第50号
令和7年2月5日

組合員各位

京都府医師国民健康保険組合理事長

令和7年度保険料額および医療保険料に関する申告について（通知）

平素は当組合事業運営にご協力賜り感謝いたしております。

令和7年度の保険料額を次のとおり決定いたしましたのでご通知いたします。

なお、今年度につきましては、月額保険料（医療・後期高齢者支援金・介護・第二種組合員）および月額上限額の改定はございません。

課税総所得金額が600万円未満の第一種組合員のみ、右記の要領にて組合へご申告ください。

◎第一種組合員（75歳未満組合員）〔月額〕

項	令和6年分の課税総所得金額	保険料	内訳		保険料に関する申告書
			医療保険料	後期高齢者支援金保険料	
1	600万円以上	**43,000円**	37,500円	5,500円	**提出不要**
2	400万円以上　600万円未満	**38,000円**	32,500円	5,500円	**提出要** ≪提出書類≫の欄をご確認ください。
3	200万円以上　400万円未満	**33,000円**	27,500円	5,500円	
4	200万円未満	**28,000円**	22,500円	5,500円	

◎准組合員〔月額〕

	内訳	
保険料	医療保険料	後期高齢者支援金保険料
20,500円	15,000円	5,500円

◎組合員家族・准組合員家族〔月額〕

	内訳	
保険料	医療保険料	後期高齢者支援金保険料
14,000円	8,500円	5,500円

◎准組合員家族のうち18歳に達する日以後、最初の3月31日まで〔月額〕

＊《令和7年度は、平成19年（2007年）4月2日以降に生まれた方》

	内訳	
保険料	医療保険料	後期高齢者支援金保険料
11,500円	6,000円	5,500円

一世帯あたりの月額保険料上限額（介護保険料除く）

・組合員世帯　66,000円　　・准組合員世帯　41,000円

◎第二種組合員（75歳以上組合員）〔月額〕

第二種組合員保険料　**5,000円**

＊介護保険料　第2号被保険者（**40歳以上65歳未満の被保険者**）　〔月額〕**6,000円**

・40歳の誕生日の前日の属する月から自動的に賦課いたします。65歳の誕生日の前日の属する月からは、第1号被保険者としてお住まいの市町村より徴収されます。

課税総所得金額が 600 万円未満の第一種組合員は、次の要領により組合へご申告ください。

≪提出書類≫

① 様式第 23 号の『令和 7 年度医療保険料に関する申告書』

② 令和 6 年分の課税総所得金額に関する証拠書類（下記のうち、いずれか一点）
- 確定申告書のコピー（受付番号が確認できるもの）
- 源泉徴収票のコピー（給与所得のみの場合で乙欄適用者は該当しません。）

確定申告書のコピーの場合は、下記の表をご確認いただき○印の書類を添付ください。

	第 一 表	第 二 表	第 三 表
確 定 申 告 書	○		
確 定 申 告 書（分 離 課 税）			○

≪提出期限≫ 令和 7 年 3 月 31 日（月）必着

＊3 月 31 日（月）までに組合が受理した場合、医療保険料の適用は令和 7 年 4 月分からとなります。4 月 1 日以後に受理した場合は、受理した月の翌月からの適用となりますので、ご注意ください。

〒604-8418
京都市中京区西ノ京東栂尾町 6 番地
京都府医師会館 7 F

京都府医師国民健康保険組合
保険料担当 行

点線に沿って切っていただき、封筒に貼ってご使用ください。

TEL 075－822－3310
FAX 075－822－3344